

◎内容を十分にお読みください！

LP ガス販売に関する重要なお知らせ
(書面の交付)

この書面は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」といいます。）第 14 条に規定する事項をお知らせいたしますので、十分に熟読の上、大切に保管をお願いいたします。

1. お届けする液化石油ガスの種類について

お届けする液化石油ガス（以下「LP ガス」といいます。）の種類は、法律で品質を保証された LP ガス「い」号です。

2. LP ガスのお引渡しの方法について

- (1) LP ガスを充てんした容器を、ガス切れを生じないように当社（店）が計画した配送日に、またはご注文のあった都度配達し、供給設備等に接続して LP ガスの供給をいたします。ただし、屋外において移動して使用される設備用の場合、または内容積 8ℓ以下（充てん量 3 kg以下）ならびに内容積 25ℓ以下（充てん量 10 kg以下）でカップリング付き器具使用の LP ガス容器に調整器を取付けて LP ガスを供給する場合は、この限りではありません。
- (2) 容器、ガスメータ、調整器等は、LP ガス消費量に応じたものを設置し、ガスメータ出口をもって LP ガスのお引渡しの箇所とし、計量法に基づき、ガスメータに表示されるガス通過量を毎月検針を行います。液化石油ガス法では、内容積 20ℓ以下の容器で販売する場合、前項の「ただし書き」の場合など、特定の場合一限り重量で販売することを認めておりますが、この場合には、正味重量を表示した容器をお引渡しするとともに、重量販売料金表による料金をいただきます。また、重量販売によってお引渡しをした容器中の消費されなかった残ガスの引き取りについては、お客様の立会いのもとに計量を行い、残量に相当する金額をお返しいたします。ただし、お客様がご不在その他の事情で面前計量ができなかった場合は、充てん所の残量証明によって、後日改めて精算させていただきます。
- (3) LP ガス料金の支払期日を 30 日経過してなお支払われない場合は、その代金をお支払いいただくまでの間、LP ガスの供給を一時停止することがあります。

3. 設備の管理及び点検・調査の方法について

- (1) 供給設備（容器からガスメータ出口までの設備）については、当社（店）または、当社（店）が委託した保安機関が定期点検を行い、その維持管理は当社（店）の責任で管理します。
- (2) 消費設備については、当社（店）または、当社（店）が委託した保安機関が液化石油ガス法に基づき、定期調査を実施いたします。

「消費設備」

- ・メータ販売の場合は、メータ出口からの設備
- ・重量販売の場合は、容器から燃料機器側の設備

4. 保安業務実施に関する責任について

- (1) 保安業務及び保安業務実施者は、表1のとおりです。
- (2) 保安機関の保安業務の実施に関する責任については、当該業務を実施した保安機関並びに当社（店）が負担します。ただし、つぎの事項にご注意ください。なお、LPガス事故等が発生した場合において、個別調査の結果、当社（店）に起因する事故等と判明した場合は、当該事故等は責任を持って対応いたします。
 - ① 表1の「④定期消費設備調査」の実施のため、当社（店）または保安機関がお客様のところへお伺いしますが、留守等でご不在のため同調査が実施できない場合には、訪問したことをお知らせする「再訪問についてのお願い文書」を投函しますので、ご在宅の日時を電話・書面等でご通知いただきますようお願いいたします。

ご通知いただいた日にお伺いすることにしますが、その指定された日時にもご不在の場合は、当社（店）は、お客様の消費設備について災害発生のおそれの有無を知ることができませんので、お客様が責任を持って管理・使用されますようお願いいたします。
 - ② 設備の点検・調査にかかわらず、消費設備の日常の管理については、毎年1回、または2年に1回以上配布する当社（店）または保安機関名記入のLPガス災害防止のための「周知」の文書、その他リーフレット類を参考にされてお客様自らが責任をもって行ってくださるようお願いいたします。また、ご不明の点があれば当社（店）にお尋ねください。
 - ③ 消費設備の調査の結果については、当社（店）または当社（店）が委託した保安機関の調査票により、お客様にお知らせします。

なお、基準に適合しない場合は、安全確保のため、すみやかに改善されるようお願いいたします。
 - ④ 供給設備の点検の結果、改善を必要とする場合には、ご協力くださるようお願いいたします。
 - ⑤ 供給設備の点検および消費設備の調査の結果によって、事故発生につながるおそれがあると考えられる欠陥箇所が明らかにされた場合には、その欠陥箇所が改善されるまでの間、LPガスの供給を一時停止することがあります。

なお、消費設備の改善がなされないときは、知事名によってお客様に対し改善命令が出されることがあります。
 - ⑥ 定期消費設備調査を拒否されたり、若しくは調査結果に基づく改善方のお願いによる措置をお客様が行われなかったために生じた事故、または前記⑤のLPガス供給停止による損害については、当社（店）は法律上の責任を一切負いません。

5. お客様の保安責任について

- (1) お客さまがLPガスをご使用になる場合は、前記の周知文書記載の保安事項に関する注意事項を遵守されるようお願いいたします。この周知文書記載の事項に違反して生じた事故、災害の責任は、当社（店）は一切負いませんのでご注意ください。
- (2) お客様の敷地内にある供給設備・消費設備について、当社（店）の承諾なく、移動変更等を加えられないようお願いいたします。もし、このような第三者による設備の移動、変更等を要する時は、当社（店）まで事前に

9. LPガス販売契約解除の取り扱い

(1) お客様と当社（店）とが、本件交付書面に係るLPガス販売契約を解除する場合は、解除希望日の1週間前迄に、当社（店）に書面でご連絡願います。当該契約が解除した場合、当社（店）は遅滞なく供給設備を撤去することを原則としますが、次の場合及び撤去に要する費用については、別途協議するものとします。

①お客さまが供給設備の買取を希望される場合。

②複数のお客様へ供給する供給設備等、その他撤去が困難な場合。

③LPガス料金等の精算が完了していない場合。

④ガス供給設備をお客様の都合で当社が撤去・回収する場合は、その運送費用の実費相当（10,000円）（税別）のご負担をお願いします。

(2) 当社（店）の所有する消費設備については、表2の「当社（店）所有の設備」に基づき、耐用年数等を考慮した「時価相当額」で買取っていただきます。

「定額法による時価相当額」の計算方法は、以下のとおりとなります。

$$\text{時価相当額} = A - (A \times \text{償却率}) \times \text{経過月数} \div 12$$

注1：Aとは機器の設置当初の費用です。

注2：上記の計算方法は定額法であり、償却率は機器の耐用年数により異なります。

注3：定率法やその他の方式により、時価相当額を明示する場合は、別途お知らせいたします。

10. 保安措置についてのお願い

(1) 火災発生時は、容器バルブを締め、消防署員など関係者に容器の位置などを知らせその指示に従っていただくと共に、当社（店）へも必ずご連絡ください。お客様の近くで火災が発生したときも、同じように対処してください。

(2) 地震のときは、あわてずに使用中の火を消し、容器バルブを締めておいてください。大きな地震の後は、LPガス設備からガス漏れのおそれもありますから当社（店）の点検を受けてからご使用ください。

(3) 水害のおそれがある場合は、容器などが流されないように注意してください。水害によって、容器や調整器が冠水した場合は、当社（店）の点検を受けてからご使用ください。

(4) LPガス諸設備等の工事は、液化石油ガス設備士の資格を有する者が行う必要がありますから、必ず、事前に当社（店）にご連絡ください。また、新たにLPガス燃焼器をご購入、設置される場合もご連絡くださるようお願いいたします。

(5) 大規模料理飲食店施設（3号メータ以上で従業員が常時10人以上の料理飲食店）にあつては、当社（店）との連絡窓口として「LPガス保安連絡担当者」を選任のうえ、関係事項を従業員に周知徹底されるようお願いいたします。なお、選任・解任の節は遅滞なく当社（店）までお申し出願います。

11. ガス漏れ時の緊急連絡先について

ガス漏れなどの緊急事態に備え、当社（店）は、24時間出動体制をとっていますから、ガス漏れその他ご心配なことがおこった場合は、ただちに、ご連絡ください。

ガス漏れ時の緊急連絡先

電 話 番 号	名 称	所 在 地
当社（店） 0120-810-915	株式会社コンシェルジュ コープLPガス	大阪府和泉市テクノステージ 2丁目1番10号

個人情報の利用目的について

L P ガス供給の申込みの受付、工事、保安点検の際、ガス機器販売等の機会などの際、お客様の個人情報（氏名、住所、電話番号、振替口座番号、ガス機器種類等）のご提供を受けますが、これらの個人情報は次の目的に利用させていただきますのでよろしくお願いいたします。

- L P ガスの供給を行うために利用
- L P ガスの設備工事を行うために利用
- 液化石油ガス法に基づく次の L P ガスの保安に関する業務を行うために利用
 - ・ 供給開始時点検・調査（L P ガスの供給を開始するときに設備の点検や調査を行う。）
 - ・ 容器交換時等供給設備点検（容器、調整器、バルブ、供給管などの外観点検を行う。）
 - ・ 定期供給設備点検、消費設備調査（L P ガス設備のガス漏れ試験、ガス器具や給排気設備の調査などを行う。）
 - ・ 周知（L P ガスの使用上の注意などを記載したパンフレットを定期的に配布する。）
 - ・ 緊急時対応（お客様からの災害発生などの連絡に対して迅速な措置を行うなお、必要に応じて実際にお伺いして対応）
 - ・ 緊急時連絡（お客様からの災害発生などの連絡について、他の保安の専門機関に依頼する。）
- ガス機器、警報機等の販売、設置、修理、点検、アフターサービス
- 上記に関するサービス・製品等のお知らせ・案内、調査・データ分析

また、業務を円滑に遂行するため、L P ガス容器の配送会社、L P ガス設備の保安点検会社、L P ガス工事会社、口座振替先の金融機関、情報処理会社等に業務の一部を委託することがあります。このため必要な範囲で委託先へ個人情報を提供する場合があります。その際には当社（店）は委託先との間で個人情報の取り扱いに関する適切な監督を行います。

- * 当社（店）が所有している情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止等のご希望がある場合はお知らせください。

(注) クーリング・オフ制度のお知らせについて

以下の「クーリング・オフのお知らせ」の規定の対象のお客様は、L Pガス販売にあたって、「特定商取引法の訪問販売等に当たる場合のみ」適用させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

クーリング・オフのお知らせ

- 1、お客様が、訪問販売及び電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面（下図参照）により、無条件で申し込みの撤回を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は、書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その代金が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。
- 2、この場合お客様は、①損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。③すでに代金又は対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④商品を使用若しくは消費し、又は権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。又、役務の提供を受けた又は施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。⑤役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
- 3、上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、又は威迫したことにより、困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフすることができます。

下図のように「ハガキ」等に必要事項をご記入の上、販売店宛て郵送してください。

郵便はがき	
住所 〇〇販売株式会社 〇〇課御中	右記日付の契約は解除します。
ご住所 ご契約者名 電話番号	契 約 日 平 成 〇 年 〇 月 〇 日
切手	〇 販売店名 〇 販売住所 〇 電話番号 〇 商品名・役務の種類

- 1、上述の参考例は「ハガキ」によるものですが、簡易書留が確実です。また、内容証明郵便、配達記録便、書留なども確実です。
- 2、そのほか、記入するものとしては、①商品等の金額、②支払った〇〇金額を至急ご返送ください、③振込先、④既に受け取っている商品を早急に引き取ってもらうことなどを記入する。